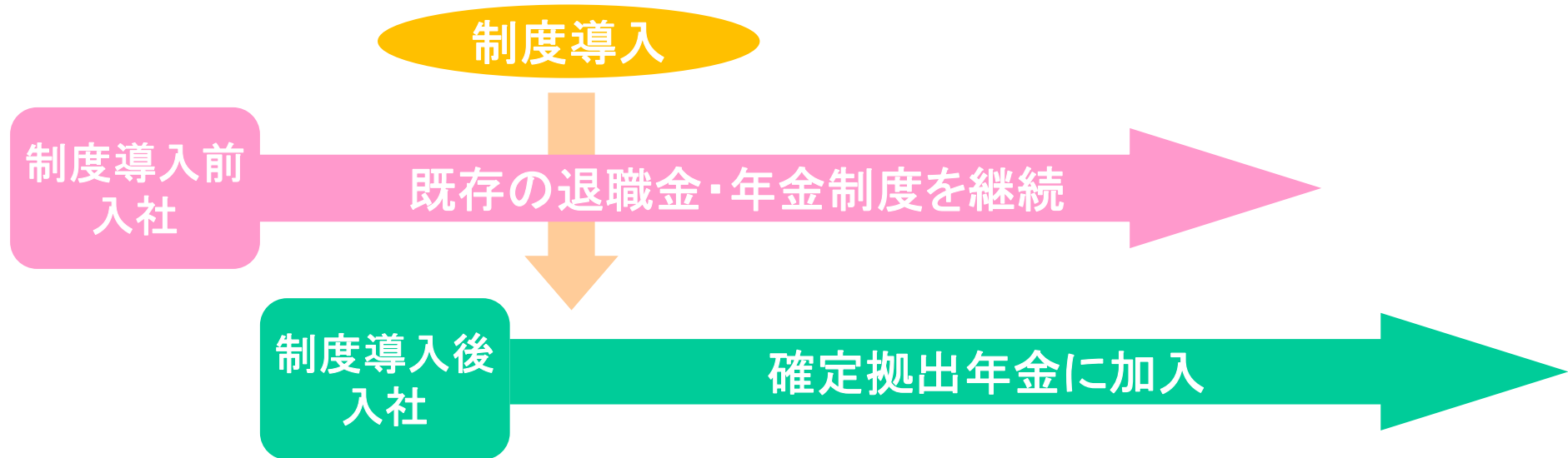


導入パターン①(新規採用者から)

新規採用の従業員から確定拠出年金の対象者とする



- ☆確定拠出年金制度導入前に入社した従業員がすべて退職し、すべての受給が終われば既存の退職金・年金制度はなくなるが、一定の期間両方の制度が併存する形となる。
- ☆過去勤務期間に関する資金の移換は行わない。
- ☆確定拠出年金の拠出限度額は、DBや厚生年金基金のある会社の場合、年間33万円(2.75万円/月)、他に企業年金がないか、退職一時金、中退共のある会社の場合、年間66万円(5.5万円/月)となる。
- ☆DC+DB+退職一時金など、企業年金・一時金制度との併用の場合、年間33万円(2.75万円/月)

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。